

京都市告示第 6 4 2 号

平成 2 7 年 4 月 1 日から、平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日付け京都市告示第 4 0 6 号の一部を次のように改めます。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

項目	変更前	変更後
名称	行財政局市税事務所税務事務専用 京都市長之印第 1 号	市税事務所税務事務専用京都市長 之印第 1 号
用途	市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る事務	市税事務所市民税室において所掌する事務

(行財政局税務部税制課)